

## フランスにおける社会主義の歴史(1)

湯村, 武人

<https://doi.org/10.15017/4362414>

---

出版情報：経済学研究. 21 (2), pp.1-50, 1955-12-20. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

フランスにおける社會主義の歴史 (1)

湯 村 武 人

目 次

第一章 大革命と農業

第一節 問題の端緒

第二節 若々しい農民

第三節 土地所有權の批判

第四節 モレリとマブリ

第五節 土地均分法の妖怪

第六節 大恐怖

第二章 バブーフとその敗北

第一節 裏切られた労働者

第二節 蜂起のコンミューン

第三節 山岳派独裁とサン・キュロット

第四節 バブーフとナポレオン

第五節 バブーフ主義

フランスにおける社會主義の歴史

(以上本号)

## 第一章 大革命と農業

### 第一節 問題の端緒

旧制度下におけるフランスの農業や農民がいかなる状態にあつたかという問題は、われわれが大革命以後における近代フランスの發展を理解しようとする場合、最初に明らかにしなければならぬ問題である。さらにまた、その理解なしには、イギリスの経済学やドイツの哲学とならんで、やがては科学的社会主義の缺くべからざる支柱をなすフランス社会主義思想の歴史も、充分には辿り得ないであろう。けれども、なぜにとくに農業から始めねばならず、旧制度下の商業、あるいは工業から始めてはいけないのか？

その理由の第一は、いうまでもなく当時のフランスがまづ何よりも農業国であり、人口の少くとも四分の三が農民であり、一七八九年の革命当時すでに一〇億フランをこしたといわれる外国貿易の發達にもかかわらず、生産物の主要部分が農産物であつたことに求めることができる。当時のフランスは先づ何よりも農民から構成され、その富の主要な源泉を農業と牧畜とに求めていた。もしも農民達が種蒔くこと、刈取ること、を停止するならば、破局は即刻にもたらされるだろう。当時の輸送手段はまだきわめて幼稚だつたので、外国からの輸入食糧によつて国民全部の需要をまかなうなどということは、夢にも思い描くことができなかつた。けれども理由はそれだけではない。アンリ・セエがその諸著作(註一)の中で繰り返し力説しているように、十八世紀末フランスの最大の問題は、何よりもまづ農民問題であり、そこにはまだ労働問題は

登場していなかつたからである。その後のフランスを決定する大革命も、それに前後して誕生する社会主義的諸思想も、当時の農業および農民問題の検討なしには理解しえない、フランス特有の事情があつたからである。そして、これは決して最初に示した理由と同じ理由ではないし、それからの当然の帰結でもない。

このような農業および農民問題の重要視は、すでに早くアンドレ・リシュタンベルジェ『十八世紀の社会主義』にみることができる。すなわち彼は、十八世紀のフランスには労働者問題は存在せず、十八世紀の社会主義者で労働者問題に特別の関心を払つた人は、きわめて稀な例外を除けば、存在しなかつたと述べたあと、次のように書いている——「土地の労働者達の状態はそれとは異つており、人々は、その諸要求の着想が実際の諸観察によつてえられているかぎり、彼ら自身はたとえそのように思われることを欲しはしないのがしばしばだつたとはいへ、根柢においては社会主義的だつた諸要求を提案することを、農民の状態を観察することによつてこそ刺戟された。そしてそれらの諸要求は、もつとも財産不可侵性の原則の保護を可能にする法制的諸擬制のヴェールをかぶつてではあるが、部分的には大革命によつて聴き届けられた。」<sup>(註)</sup>

そして、おそらくはこうした先人達の業績によつて、ポール・ルイの『フランス社会主義史』もまた、農業問題こそまづ最初に手を著けるべき対象であるとする。彼はこの本の第一章を「大革命以前」にあて、この歴史の発端は当然に「十八世紀の諸思想」に求められねばならぬとする緒論的な第一節のあと、第二節において何よりもまづ「農民の窮乏」を取り扱つている——「十八世紀は、十九世紀とは反対に、労働者よりもむしろ農民の方により多くの関心を抱いていた。著

述家達は、心傷ましい、雄弁な、すでに革命の息吹きを刻印された諸成句を想い起させるラ・ブリュイエール以後、農村労働の方にずつと多くの同情を表明している。都市の労働者は農村での働き手と同じ程度の憐憫の情を彼らに呼び起させなかつたし、その理由は当時のフランスの構造によつて容易に説明がつく。七月王朝治下、第二帝政治下、第三共和国治下において工場の賃銀労働者がそうだつたと同様に、一七八九年以前には、個人労働によつて土地での生活をたてようと努力した人々のすべてが、制度の被圧迫者として現れていた。今日では、競争、大規模カルテルの諸策略、工業主義の惨忍な諸結合が恐慌の数をまし、突如として幾十万、幾百万の人々を街頭に投げ出す。一つの恐慌が日本からアメリカに拡がり、さらに地震の動揺のようにイギリスに波及する。当時では、農奴は父から子へと引き続いて隷属と窮迫とを余儀なくされていた。赤貧は農村を支配し、それはさらに政治的諸権利の剝奪と結びついていた。そこには肉体的および精神的な極度の貧困があつた。貴族がそのさまざまな年貢を取立てつゝ農民の上前をはねる時、僧侶がその十分の一税を徴収をする時、国庫がその租税を要求する時、あわれな生産者は全くの無一物にされてしまった。タイヌ税貢納義務者達の連帯責任制は旧制度の主要苦悩の一つとして残つていたし、この災厄は都市の職人達の場合にはそれほどひどい激しさでは決して襲わなかつた。<sup>(註三)</sup>

さらにまた、同じくポール・ルイによれば、旧制度下のフランス農村には不在地主制が支配的であつた。領主は定まつた時期に代官を派遣して地代を取立てるだけで、直接自分が領地に向向いて農民に接触することさえもしなかつた。農民は顔も見知らないその領主達によつて重い貢租を取立てられていたわけである。これに反して、大革命以前の労働者達は、

まだ僅かばかりしか存在しなかつた大規模マニュファクチュアの場合を除くと、その親方達と似通つた平等性を享受していた。彼等は親方の傍で親方と一緒に仕事をしたし、親方と一緒に食事をとつたし、親方自身が働くのをみた。むろんこのことは、都市の労働者がとりわけ幸福だつたということを決して意味しはしない。どうしてそれどころの話ではなかつた。彼らの境遇は普通の場合悲惨だつたし、その生活は窮乏していた。彼らもまた国庫の苛酷な誅求をうけねばならなかつたし、それを免除されている貴族と僧侶のために租税を支払わなければならなかつた。さらにまた、不十分な給養しかしてくれず、僅かばかりの賃銀をしか支払つてくれない親方達に対して闘わねばならなかつた。有名な賃銀の鉄則を最初に思いついたのはラッサールではない。<sup>(註四)</sup>そして、旧制度の時代にも、一般に信じられている以上に頻繁にストライキが勃発した。<sup>(註五)</sup>ストライキは決して大革命後に生じた新しい事柄ではなかつた。けれども、労働者達の苦惱は、それにも拘わらず農民達のそれ程ひどくはなかつた。「同業組合制度は、たとえそれが圧迫的なものだつたとしても、少くともそれに参加することを認められている人々にとつては有益だつた。さらにまた、この時代に支配的だつた小工業は、大工業に随伴する耐えられないような窮乏をもたらささないものだし、事実また決してもたらさなかつた。人間の人間による搾取は今日における程はつきりとは眼につかなかつたし、恐怖は今日ほど兇暴ではなかつた。」<sup>(註六)</sup>

最後に、フランス革命史研究の新しい道標を樹立したジュールジュ・ルフェーブルの『八九年』<sup>(註七)</sup>もまた、この革命が「貴族の革命」に始まり「農民の革命」に終ることを明らかにした点でわれわれの立場を支持する。この本は、一九三九年のフランス革命百五十年祭を記念して、フランス政府祝典委員会とパリ大学フランス革命史研究所の委嘱によつて書かれたも

のであり、これに先立つ同教授の学位論文『フランス革命における北部地方の農民<sup>(註八)</sup>』に続いて革命史研究の新しい方向の確立をとげたものであるが、第一章「貴族の革命」、第二章「ブルジョワジーの革命」と続いているおこなわれる大革命の分析は、第三章に「民衆の革命」、さらに第四章に「農民の革命」をくわえることによつてのみ、第五章「八月四日の夜と人間および市民の権利宣言」以下の、革命の具体的叙述に移ることができるとする。「△パトリシアンが革命を始め、ブレベイヤンがそれを完成した $\nabla$ 」とはシャトオ・ブリアンの述べるころであつた。それゆえ、一七八八年における革命の第一幕は、政治的危機に乗じて政治権力を取り戻し、それに雪辱することができると信じていた貴族の勝利によつて特徴づけられるのである。しかし、貴族は、その社会的優越を保護していた王権を麻痺させた後で、道をブルジョワ革命に、次いで都市の民衆革命に、続いて農民の革命に開き——最後に、アンシャン・レジームの廢墟に埋れている自己を見出したのである。吾々がそのライト・モチーフにおいて再建しようとするのは、これらの四幕なのである」とその序文においてルフェーブルは述べている。

念のためつけ加えるが、ルフェーブルの右の言葉は、農民の登場するのは第四幕においてのみであり、第一幕は貴族の、第二幕はブルジョワの、第三幕は民衆の独り舞台だつたということの意味しない。第一幕は兎も角として、第二、第三幕もまた農民の働きなしには始まらなかつたことは、たとえばバステューの奪取以前のフランスの各地方に広汎に展開される農民暴動を思い浮べただけでもわかる。前にあげたアンリ・セエの『概説』にさえも、「バステューの奪取に続いて各地の農村で惹起され、種々の農業的混乱や、城館の掠奪や、領主制的諸文書の焼き捨てを喚起した奇怪なパニックである

大恐怖の運動こそは、一七八九年八月四日の有名な夜の直接の原因である」と認められている。つまり、有名な「人権宣言」に表代される革命の第一段階の成果がすでに、地方における農民の蜂起なしには考えられないとセエは言うわけである。このことは無論ルフェーブルも認めるわけだが、彼が農民に認める役割の重要性はさらに大きく、フランス革命をして完全にフランス革命たらしめたもの、封建制度を根柢から顛覆して一片の妥協を許さなかつたもの、その原動力は、貴族は勿論としてブルジョワにも民衆にもなく、後世の人々が兎もすれば最も消極的な存在であると見做しがちな農民にこそあつた、とルフェーブルは主張するわけである。

要するに、ここでもまた農民こそ決定的な役割を担当するものとして理解されているし、農業および農民問題こそ、フランス革命はもとよりその後のフランスの研究に際して、まづ最初に検討すべき対象とされねばならないと教えられるわけである。だが、フランスの農民は、十九世紀においてみられるその保守性にも拘わらず、十八世紀末にはなぜそのように革命的に振舞つたのか？フランス革命はなぜ典型的なブルジョワ革命たらざるをえなかつたのか？

(註一) たとえば HENRI SEF. Esquisse d'une histoire économique et sociale de la France depuis les Origines jusqu'à la guerre mondiale, 1929

(註二) ANDRÉ RICHTENBERGER, Le socialisme au XVIII<sup>e</sup> siècle, étude sur les idées socialistes dans les écrivains français du XVIII<sup>e</sup> siècle avant la Révolution, 1895, P. 21

(註三) PAUL LOUIS, Histoire du socialisme en France, P. 12—13

(註四) たとえば重農学派の諸論文をみよ。

(註五) ポール・ルイによれば参加人員の多い点とかドラマチツクなエピソードをもつ点とかで記録に残っているものだけについてみても次のようなストライキがある。一六九七年のパリに起つた蹄鉄工と帽子工、一七二三年の靴下労働者、一七四四年一七五二年のリオンで起つた絹織物労働者、一七五二年にサンテチエヌヌで起つた鍛冶工、一七三六年、一七四四年、一七七二年にルーアンで行われた羅紗織工、一七八七年のニームで起つた羅紗織工、一七七二年のアミアンの羅紗織工、一七二四年にドーフィネ州で起つた製紙業者達、一七八三年のバリにおける製紙業者、一七八九年に三部会開催のほんの少し前のパリで行われた仕立屋、縁飾職人、大工、印刷工達のストライキ(十四頁参照)。

〔註六〕 ポール・ルイ前出書一四頁。

(註七) G. LEFEBRE, *Quatre-vingt-neuf*, 1939. 邦訳書鈴木泰平訳『フランス革命』(世界書院)。原本が入手できなかったので専ら邦訳書によつた。

(註八) G. LEFEBRE, *Les Paysans du Nord pendant la Révolution*, 1924.

## 第二節 若々しい農民

諸井忠一氏の『農民革命の諸問題』は、それが一九三〇年代までの日本語文献をしか利用していないという意味で大きな弱点はもつが、その提示する問題提起の新鮮さにおいて、フランス革命を考えようという場合、今日なおわれわれを導くに足るものをもっている。氏は、この本の第六章を「土地均分化の観念」の検討にあて、「若々しい分割地」と題するその第三節の冒頭において、貴族僧侶の所有地の没収と解放とを要求して革命を押し進めた農民の運動に注目して、みず

から次のように問題を提起される。「フランス革命に於ては、どうして、バブーフの土地均分化の煽動が、あんなにも力強く農村を揺り動かし、ブルジョア達を恐怖させたのか、又、十七世紀のイギリス革命に於ても、同じく土地均分化の觀念が姿を現わしているのに、それには、十八世紀のフランス革命のような古い制度の奥底を揺ぶる力強さが缺けているのはどうしたことか。」そして、これに対する諸井氏自身の解答はこうである――。

イギリスにおいても、十七世紀初期の農民達は、眼に見えて激しくなってきた土地の囲込みに対抗して土地分割の要求をかかげて闘つた。水平派と呼ばれたイギリス農民の革命的伝統は、一六四〇年における革命の推進力だつた。チャールズ一世を断頭台に送りこんだのも、水平派の名の下に結集した自営農民と都市の市民達である。けれども、イギリス農民の土地分割要求は、この時すでに、土地貴族の奪つた土地を農村共同体に返せというような、旧い秩序の中で解決しうる穏便な要求に弱められていたこと、さらにまた、貧しい農民達は真正水平派と呼ばれる、宗教的色彩の濃い無力な最左翼の分派をしか構成せず、その立場は孤立していたことに特徴をもつていた。そしてこのことは、当時の農民革命の中心が囲込みの共謀者である富裕な農民やブルジョワ的な小貴族の手中にあり、すでにその鋭いキバを失い始めていたことの萌したつた、と云うことができる。つまり、一六四〇年代のイギリス農民は、かつてそれが一三八一年代のワット・タイラー一揆の時に見せたような激しさをみせない。十五世紀には既に封建制度が確実に解体していたイギリスにおいては、この時すでに、自由な土地に対する要求は弱々しいものになつていた。そこにおける均分化の要求は、神の王国を夢想するような力強さをもつて土地の割り直しを主張してはいない。均分化はたゞ貴族による土地の収奪に対する抗議としてのみ

現れている。真正水平派においてさえ、共有地の平和的占領があるだけで、土地所有権そのものの直接の否定はない。十七世紀のイギリス農民は土地所有権を直接に否定する力を失い、何よりもすでに分裂している。なぜなら、イギリスにおいてのみ持続的な確実さをもつて発展した農村の階級分化は、当時すでにマニュファクチュアの網の目の中で一層複雑になり、かつ拮据をもつていたからである。「特に絨毛マニュファクチュアの発展した革命の根拠地——北部に於ては、農民の統一した進出が弱められている。ここではヨーマンの小耕地の前に、賦役による古い封建的粗放経営が立ちはだかつていたのではないのだ。そこには、フランスのような荒れ果てた領地ではなく、人工肥料や灌漑等に投資を惜しまない領地がある。そして、その領地を大きく区劃した賃貸と、賃労働を使用する近代的経営が、（註）祖先代々の古いやりつばなしの方法によつて自作していた $\vee$ ヨーマンの経営と対照されている。十七世紀のイギリスの農民革命の曖昧さ、土地均分化の觀念の弱々しきは、その核心となつているヨーマンのよりよき生活のはじまりではなくて、その終末が近づいていたという点にかかつているのである。ヨーマンのよき生活の初まりは、十五世紀初頭のことであつたのだ。」

以上でわかるように、イギリスの農村には、既に十六世紀末に、富裕な資本家的小作農業者階級が姿を現わしている。このことは、革命の勝利のための主要な「軍隊」たるべき自営農民が、もはや新しい農業生産力の担い手になるための経済的基礎を失つていたことを意味する。大多数の農民のおこなう三圃式耕作法は当時すでに時代遅れとなつており、新しい生産力のこれ以上の発展のための邪魔物になり始めている。イギリスの自営農民は、フランスの農民が十九世紀になつて始める生活史を、すでに十五世紀以来、封建的な衣をすつかりは脱ぎ捨てないまゝで、早々とやりつくしていたので

ある。これに反して――

「十八世紀のフランス農民革命は、小耕地に於ける自由な労働の發展が、未だ若々しい生命を失つていないし、従つて生活しつくしていないという点で、十七世紀のイギリス革命と區別される。このことなしには、農民革命のあの執拗さ、いく度かの反革命的クーデターの危機に耐えたフランス革命の頑強さはあり得ない。サンス賦課地の中から成長した農民的土地所有は、十八世紀のフランスに於て、まだ生命を終つていながつた。それは、封建的な抑圧の中で、自分の力を出しきつてはいない。このことについて、半世紀後にシャヴァンヌは、正しい指摘を与えている。『宗教戦争以後、農村小土地所有の進行、その加速、その弛緩は、我国の歴史に於ける各々の時代の社会的繁榮の測定器であると考えることが出来る。小土地所有は、暫くの間も、あらゆるささやかなる野心の目標であることをやめなかつた。当時、普通小作は、僅かの信用の中で営まれ、法律は、あらゆる種類の障害を普通小作人に課していた。こうした事情に想到するならば、小土地所有が人々に感ぜしめた愛著は、より一層理解されるであらう。』……」

「イギリスに較べて、資本主義の發展の遅れたフランスに於ては、地主経営が、イギリス風な、又はプロシヤ風なブルジョア進歩の道を歩みはじめはしたが、しかもその道を完成するような諸条件をば持つていながつたのである。専ら窮乏した分益小作によつて営まれている地主経営に較べて農民の土地はよく耕されていたばかりでなく、富裕な普通小作農でさえも、自分の所有地に資本と労力を入れることについて、貴族達の立腹を聞かなくてはならなかつた。……（かくして）、十八世紀のフランスに於ては、疑いもなく分割土地所有は、『フランス農民の解放と富裕の条件』であつた。まさし

くフランス農村のこの更新した小経営を土台とする、急速なブルジョア進化が行われることなしには、六〇年代にはアメリカを追いぬき、七〇年代にはドイツに先じたフランス資本主義の急速な発展はあり得なかつた。……………ナポレオンの大臣は、革命後のフランス農村を、次のように特徴づけている。『穀物倉と家畜小屋とは一ぱいになつた。農村に於ける幸福の増進は、結婚数と人口数——それは他方に於いて、戦争のために減らされる——との増大に現われている』と。どこかの国の大臣にもありがちな誇張を考慮に入れても、革命が全体としての農民の暮しを高めることがなかつたならば、言うまでもなく、ナポレオンの輝かしい勝利はあり得ない。……………』<sup>(註二)</sup>

事実、われわれが前節でみたポール・ルイのように、大革命に際してのフランス農民の革命性を、彼らが旧制度下におかれていたひどい隷属性、農奴的な搾取にのみ求める通俗的見解は、たとえ、すでに古典化したルッチスキイの労作『大革命前夜におけるフランス農村諸階級の状態』<sup>(註三)</sup>によつて、大きな打撃をうける筈である。すなわちルッチスキイは、革命前のフランス農民は農奴ではなく、大部分がすでに自由な農民だつたとし、これまたすでに古典化したトックヴィエの『旧制度とフランス革命』<sup>(註四)</sup>から、同じ趣旨の文章を引用している。「フランスでは、遠い以前から、(プロシヤ農民の状態に) 似通つた何物も最早存在していなかつた。農民はその氣の向くまゝに行き、買い、売り、取引し、労働した。農奴制度の最後の足跡は、東部の二、三の州、すなわち後世になつて征服された諸州にしかみられない。その他の到る処において、それは完全に消滅し、その廃止はあまりに遠い時代に溯るので、その日付が忘れられてしまつてゐる程である」<sup>(註五)</sup>。そしてルッチスキイは、それでは何が農民をそれほどに革命的にしたかという問には、その二十年にあまる真摯

な研究の成果をひつさげて次のように答える。すなわち彼は、同書の第三章において、まづ当時のフランスがイギリスおよびドイツと違つて、(イ)小農民経営が支配的だつたこと、(ロ)領主制的賦役が殆んど存在しなかつたこと、を立証した後で云う、「全く取るに足らぬものになつてしまつた賦役の減少と農業労働者からなる特別な階級の缺如、この二つの現象はフランスにおける農村諸階級と土地所有権との進化の一切に密接な関係をもつており、われわれが十八世紀における農業組織とこの組織から派生する経済的諸条件を研究する場合、われわれはその有する重みを充分に理解するだろう。これらの現象は、大革命前夜における農民達の経済的地位を確定する上に大きな貢献をした。彼らのおかれていた貧窮状態は大部分がその結果である。それ故にそれは、旧制度の精算を導いた深刻な不満を刺激したのである」。

(註六)

ルツチスキイの見解はこうである——「十八世紀におけるフランスの農業組織の最も人目をひく特色、それをしてその他の諸国の農業制度と最も強く區別するものは、**領主領**だつた。北東部ドイツの経済的進歩が騎士をしてその地位のゆえに土地に対する排他的特権を有する**騎士地主**(*chevalier-propritaire*)に変えたというのに、そしてまた低地ザクセンの領主もまた本質的に土地の所有者になつたというのに、さらにまた南東部ザクセンでは彼らは**君主地主**(*souverain-propritaire, Landesherr*)になつたというのに、そしてまたこれらすべての地方において、領主達は彼らが以前には賃銀労働者ないし農奴達に耕させていた土地の耕作に自分みずから従事するようになったというのに、フランスでは、領主領と領主はその最初の性格をその儘保存し続けていた。王室権力が領主達の政治的および行政的諸権利を制限し、その裁判権を傷つけたことは真実だが、領主達の手許にはその世襲地の支配権が、そしてそれと共に収益を伴う諸

権利が残されていた。これらの諸権利の大きさと形態は州を異につれて変化があるが、原則としてはどこにおいても同様であり、領主領の構造は、北部地方例えばピカルディやアルトワにおいても、中部地方例えばブルゴーニュ、リムーザンおよびオーベルニュにおいても、南部地方例えばプロヴァンスやギエンヌにおいても同様であつた。独占ないし使用強制の権利、相続人のない財産没収権、世襲地質戻権、領内財産移転税、ツナンシエから徴収される認証料、通行税等々これらすべての諸権利は領主領と密接に結びついており、あるいは適度にあるいは過度に徴収されたとはいへ、フランスでは十八世紀末までは存続していた。……領主領は、その直接間接の諸租税、君主権の諸表象と諸独立とを伴いながら、そしてまたその特別の使用人やその諸法規等を伴いながら、国家内国家のような何物かとして存在し続けていたし、それに服する人々に、領主制度に伴う一切の諸弊害を、それからのほんの僅かの利益にも浴せしめることなしに、感ぜさせていた。おまけに、フランスの領域の大部分は、古い領主制的ヒェラルキーの諸痕跡であり、貴族達に彼らがその家臣達の犠牲において行使している諸権利を賦与する、これらの領主領によつて掩われていたことをつけ加えねばならない。<sup>(註七)</sup>

むしろ、この領主権の支配に服する土地、すなわちムーヴァンスの外に、<sup>(註八)</sup> 眞実の所有地を構成し固有の意味で領主に所属する土地、すなわちドーメン・プローシユがある。<sup>(註九)</sup> けれども、これは前者よりもずつと狭く、ルツチスキの掲げる数字によれば、それぞれの地方において次の表のような割合でしかなかつた。たとえばサン・ピエール・ド・サンス修道院の所領は多くの村落にまたがり、ブルジョワや貴族や農民の土地所有者を支配し、彼らから忠誠の誓約をとり、種々の賦課を徴収していたが、その眞の所有地といえるものは全体の約一割にすぎず、他はムーヴァンスであり、売られた土地で

土地所有の分布			
	貴族	僧侶	農民
アルトワ	29.0	22.0	33.0
ピカルディ	33.4	14.6	37.7
ブルゴニ ニ	35.1	11.6	33.1
リムーザン	15.3	2.4	59.2
上、オーベ ルニ	11.0	2.1	50.0
ケルシイ	15.5	2.0	54.0
ドーフィネ	12.0	2.0	40.8
ラ ン デ	22.3	1.0	52.0
ベアルン	20.0	1.1	60.0
ツウルーズ	28.7	4.0	35.0
ルーシヨン	32.0	4.0	40.0

的な特色がみられる——

「東北部ドイツとデンマークにおいては、十六世紀におこつた農業進化は、土地所有者達の、唯単にその所有地を拡大するのみならず、同様にまたその所有地をあるいは交換、売買によつて、あるいは農民達からの土地取上げによつて、同じ場所に集中させる傾向によつて特徴づけられた。——そして、この土地収奪は十六世紀における領主の農業政策の特徴的性格をなしていた。彼らにとつては、何よりも先づその耕地を殖やすことが問題だつたのである。彼らの目的は十八世紀においては殆んど完全に達成されてきた。このようにして作られた貴族所有地の大規模農場は、さらに、全く貴族の利

あり、相続によつて他人の所有に移つた土地であつた。またリムーザンの貴族で巨大な収入の取得者だつたノアイユ公爵は、その所有地としては多くの教区にまたがる僅か六〇〇アルパンの土地しかもたず、しかもその大部分は未開墾地からなりたつていた。要するに、十八世紀のフランスでは領主権と土地所有権がはつきり分離し、領主であり領主権をもち、しかも同時に一片の土地も所有しないことさえも可能だつた。そして、この真実の意味での貴族所有地についてみると、ここにこそフランス

益において行われた共有地の分割によつてもまた、一段と拡大された。もしもわれわれがバルチック海沿岸に位置する諸地方において、大土地所有の發展の、農業用地および經營の集中のそれ程顯著な傾向をみるとすれば、そのゆえは、これらの諸地方が大規模に小麦および家畜の取引を行い、それらの生産物を全ヨーロッパに供給したという点にある。土地所有者達は当然至極にも耕作および家畜飼育が彼らにもたらしてくれる利益を増すようにしむけられた。これはすでに充分に認められた事實である。この種の傾向はフランスにおいても現われることが可能だつたのだが、実際には全く例外的にしか現われず、フランスにおける大土地所有は、東北部ドイツやデンマークや、ないしはイギリスではつきりみられたような性格を決して帯びることがなかつた。勿論、十八世紀の後半になると、フランスにおいても、農業を改善しようとする様々な企てを指摘することができた。多くの著作がイギリスの農業を模範として与え、イギリスの農学者の教えにならうようにフランス人に切望した。種々の農業問題が、恰もこの時間に誕生した多数の農業協会において論じられた。けれども、これらすべての企図は大きな實際的效果をもたらさなかつたし、フランスにおける耕作方法も土地所有制度も何ら変革せしめることがなかつた。ドイツで行われたようなものに似通う変革も全然論証されていない。<sup>(註一〇)</sup>

そしてルツチスキイは、フランスにおける貴族所有地が相互にいかにかき離れた小土地片の集合からなりたつており、たとえもし彼等貴族が直接經營を思い立つたとしてもそれが不可能だつたことを、フランスの北部、中部、南部それぞれ地方について、数多くの事例を提供して立証する。たとえば北部地方のヴィヌーとアミエノワでは、この地方における大土地所有者は、一七八九年と一七九〇年に、ゴメ伯爵とヴァラングラル伯爵だつたが、そのうちの一人は二・三一六ジ

ユールナル（一・〇〇〇ヘクタール以上）の所有地をもち、いま一人は二・〇三二ユールナル（同じく一・〇〇〇ヘクタール以上）を所有した。けれども、これらの土地は多数の地点に散在しており、一者の土地は一四教区に散らばり、他者の土地は十数教区にまたがっていた。そのために、彼らの居住している教区に所在する所有地は約一五〇ないし一七五ユールナル（七五ないし一〇〇ヘクタール）でしかなかつた。さらに、ブルジョワの所有地の場合にも事柄は全く同様であり、それらの所有者による大規模経営は、たとえ不可能ではないにしても明かに著しく困難であつた。したがつて彼らは、それらの所有地をほとんどが分益小作の形式で農民に貸付けており、比較的貴族の直接経営の多いリムーザンの場合にしても、合計すれば殆んど四万アルパンの土地をもつ一二人の貴族地主中唯一三人だけが年雇の助けをかりてその所有地の一部を耕したが、その面積は一・一五〇アルパンすなわち全体の二・九%でしかなかつた。そして、まえに指摘した賦役の消滅はこのような貴族の所有地経営様式の当然の帰結だつた。

要するに、ルツスキイが明かにした以上の事柄は、われわれに次のことを教える筈である。フランスの貴族は唯単に農民の所有地の上に領主権をもち、彼らから全く不当にも多くの上前をはねていただけでなく、その所有地そのものを全く自らは経営せず、自らは不在地主として都に住んで、主として分益小作の形式でそれを経営していた。しかも、そうした投げやりな仕方では経営される貴族所有地は、農民がそれ自身の所有地である汗の結晶に比較して、より少い成果をしかあげることができない。農民がいまや存在理由を失つている領主権の廃止を要求するのは当然である。諸井氏が適切にも「若々しい分割地」と名付けられるのが革命を前にしたフランス農民の経営だつたし、そのゆえにこそ彼らは、ある

いは十七世紀のイギリス農民がすでに喪つてゐる、あるいはドイツの農民の場合にはまだ考へることができないあのような革命性を、なお十分に保蔵してゐたのである。そして、このように若々しい農民達だけの上に、貴族や僧侶は免除されてゐた租税の重みが不当にも強課なれてゐたことを考へると<sup>(註一)</sup>、ならにまた、革命の前夜たる十八世紀末に、それらの不合理をさらに加重するいわゆる「封建的反抗」がフランスを襲つたことを想うとき、フランス農民のあの激しい革命性を充分に理解することができるであらう。

(註一) 諸井氏前出書、二〇〇—二〇二頁

(註二) 諸井氏前出書、二〇四—二〇七頁

(註三) L. LOUTCHISKY, L'Etat des classes agricoles en France, a la veille de la Révolution, 1911.

(註四) A. TOCQUEVILLE, L'Ancien régime et la Révolution

(註五) ルツチスキイ、二五頁

(註六) ルツチスキイ三九—四〇頁

(註七) ルツチスキイ四〇—四一頁

(註八) *mouvance*.

(註九) *domaine proche*

(註一〇) ルツチスキイ四九—五一頁

(註一一) アルバール・ソプールの『フランス革命』(岩波新書)は農民の負担した租税や負担について次のように述べてゐる—

「まず第一は国王から課せられた負担。人頭税カピタシオンと二十分の一税を支払つたうえに、ほとんど農民だけがタイエを支払つていたし、農民だけが道路の夫役、軍事輸送、民警ミリスに従事させられた。最後に間接税、とくに塩税ゼンセルが重かつた。これらの国王からかけられる負担は十八世紀には絶えず増大した。たとえばワロン・フランドル州では、ルイ十六世（一七七四年即位）の治下だけで間接税が二八パーセントふえている。つぎは僧侶から課せられる負担。農民は四《大》穀物、すなわち小麦、黒麦、裸麦、燕麦（《大デーム》）、他の穀物と収獲物（《小デーム》）、それに家畜飼養にたいして、十分の一税を僧侶に支払わなければならなかつた。なおその税率は不定で、大抵の場合十分の一より低かつた。デームは、しばしば司教、司教会員、僧院、それどころか領主にさえあたえられ、祭祀の維持費や小教区の貧民の救済にはほとんど使われなかつただけに、ますますつて農民にはたえがたいものになつていた。最後に領主からかけられた負担だが、これは前二者にくらべてはるかに重く、また不評判であつた。領主制は、すべての平民の所有する土地にものみしかかり、領主の税金の徴収をともなつた。領主はまず、自分の土地に上級・下級裁判所をもつていたが、それは社会的優越の象徴であるとともに、租税の支持を強要するための経済的武器であり、また領主の搾取に缺くことのできない道具だつた。固有の意味における領主権には、狩獵、魚釣り、鳩小屋にたいする独占的権利、通行税、市場税の取立て、領主のための人身的な夫役、文字どおりの経済的独占を内容とした使用強制権ドロー・ニ・パン（粉挽機や压榨機やパン焼籠の《使用税》が含まれていた。対物税ドロー・レユは人ではなく、土地にかけられたと考えられよう。事実領主は土地（《保有地》）にたいする上級所有権（《永代賃貸権》）をもつており、農民はその小作地を耕し、それに現物賦課税（一般に金で支払われた《地代》や《貢租》、収獲物にたいする《シヤンパール》）を、あるいは売却や相続によつて持主が變つた場合には不時の賦課金（《藩内財産売買税》）を支払つたのである。領主制の寛嚴は地方によつて大いに異つており、ブルターニュ州では非常にきびしく、ローレーヌ州でも相当なものだつたが、他の所ではそれほどきびしくなかつた。領主制の影響を評價するには、農民の負担そのものだけでなしに、それがあたえた農民の困苦やさまざまな領主権の濫用を考慮に入れるのが至当である」（上巻、二六一―二七頁）。

## 第三節 土地所有権の批判

封建的土地所有権の批判は、けれども、これまで述べてきたところと一見矛盾するようだが、ルイ十五世（一七一五—一七七四）やルイ十六世（一七七四—一七九二）治下の教養ある人々にとつて、最初から大きな関心の的だつたわけではなかつた。働く農民にはまとまつた思想を作りあげる能力はない。彼らはたゞ、革命が近づくにつれて行動によつてのみそれを表現するであろう。しかるに上流の諸階級にとつては、さしあたりこの頃は、ルイ十四世（一四三六—一七一五）によつて頂点に達した絶対王政の横暴や神権政体の批判の方が大きな関心を呼んだのである。彼らは、それによつて過ぎ去つた良き日を再現しようとした。また第三身分の教養ある人々の心は、固有の意味での経済的な議論よりもむしろ、政治上の自由主義と宗教上の寛容とによつてずつと多くを占められていた。たとえばフランスの政体やイギリスの革命についての議論、カトリックのドグマの価値や教会の諸主張についての議論、異端糺明とそれに伴う諸悪事の非難、新教徒やエダヤ人の法の前にける不平等性についての議論、廷臣達の卑屈な精神、腐敗、および貪欲の攻撃、刑罰の野蕃さに関する議論、などが一七四〇年頃から一七八九年にかけて、好んで取上げられる論題だつた。前にみたアンドレ・リシュタンベルジェの『十八世紀の社会主義』も、十八世紀の文学的、哲学的諸著作を全体的に考察すると財産に関する議論はきわめて限られた場所しか占めていないとして、次のように述べている。「十八世紀は——このことはあまりに明白な事なのでことさらに主張するまでもないことだが——まづ何よりもルイ十四世の時代に対する反動、この大王の宗教的、政治的絶

対主義に対する反動である。すでにこの王の死の以前から、人々の心は解放を志向していた。彼が死亡するや否や摂政政治とそのあらゆる種類の乱行が行われた。一六八八年のイギリスで支配的だった諸思想が人々の眞臍と昂奮とを刺戟したし、この思想の影響の下に、すでに十八世紀の前半頃から、二つの反動運動が感じとられるようになった。宗教問題におけるヴォルテールの名と、政治の領域におけるモンテスキューの名は、これらの諸傾向を最も輝かしく代表する名前である。<sup>(註一)</sup>だが、絶対王政の行き詰りは、固有の意味で経済的な問題をいつまでも取り上げずにおくのを許さないであろう。やがて、とりわけ二つの問題が大きく浮び上つてきた。すなわち穀物商業の自由に関する議論と窮迫した国庫収入調達の方法に関する議論である。定期的におとずれる飢饉、穀物の買占め、租税の絶えざる加重が論議的になるであろう。そして、それらの諸問題と共に、やがて土地財産の問題が取りあげられないではすまされないであろう。

土地所有権をめぐる議論は、やがてそれが革命を眞実に押し進めたという意味において、そしてまたそれが社会主義への道を開拓したという意味において、ここでのわれわれの注目に値するものとしては、最初は貴族の間から、すなわちモンテスキュー (MONTESQUIEU) から展開されてきた。モンテスキューは決して進歩的な思想家ではない。むしろ、次第に昂まる王権の専制に対抗して貴族の権利を守ろうとする、封建的な思想家だった。パルマンの牙城による貴族達が彼の思想を武器として王権に対抗しようとしたことを考えただけで、そのことは明かであろう。けれどもモンテスキューは、その王権攻撃の理論のなかに、彼自身の本来の意図とは別の、大きな影響を後世に残すことになった。

旧制度の人々は、モンテスキュー以前には、一部の自由思想家や哲学者などを除くと、社会的、経済的諸制度の起源を

神意に求めていた。それらのものに神意的性格を賦与することによつて、人々は容易にそれを議論の外におくことができた。たとえばボッシュエ (BOSSUET) は、歴史は単純な動力によつてのみ動かされ、歴史における諸現象の理由を見出すのに人間の意志を探求する必要は全然ないとした。それぞれの事件において、諸帝国を危機に瀕せしめ、諸勝利をもたらした諸制度を改革せしめるものは、古代悲劇におけると同様に神の意志である。ところがモンテスキューは、このような神意による歴史の説明の代りに、人間の行動、創意、諸過失、および自然的諸環境の影響をもつてし、さらには土地所有権の分析にまで及んだのである。彼はその『法の精神』の諸章の一つを「相続制度は政治的ないし市民的権利に由来し、自然権には由来しない」と題することを躊躇しなかつた。つまり、彼自身の意図とは別に、ここに第一歩が踏み出されたわけである。なぜなら、このような断定からは、一切の事柄が、すなわち制度全体の顛覆さえももたらされうるだろうからである。封建的財産を神聖なものに祭りあげたり、多くの人間から土地所有権を剝奪して他の限られた人々にその半ば排他的な保有を許したりしているものが、もしも神意ではなくて人間の意志であるとすれば、その同じ人間の意志は、それとは全然異つた規定に到達することも可能にするであろう。たとえば共產主義制度を樹立することも、土地をすべての家族に平等に分割することも、相続権を制限したりそれを根本的に廃止したりすることも、同様に可能であろう。

モンテスキューのあとには庶民の出であるルソー (ROUSSEAU) が続く。そして彼は、モンテスキューがはからずも切り落した神意のヴェールを足下に踏みつけながら、ソブールのいわゆる「小ブルジョワジー」と手工業者たちの政治的、(註三)社会的理想」を表明する。ルソーは、たゞ単に土地所有権が人間の協定的原則にもとづくということを指摘するだけに満

足しない。彼はそれを、一つの横領、一つの正義の否定として屈辱的刑罰に処したし、彼の諸表現は、彼の後では稀にしか見られない位の猛烈さを伴つていた。彼のことを思い浮べながら後でルイ・ブランは書いている、 $\blacktriangle$ 一つの新しい市民層がこの世界に出現した $\blacktriangledown$ と。ディジョンのアカデミーの提出した課題に答えた彼の有名な論文『人間不平等起源論』<sup>(註三)</sup>において、ルソーは書いている――

「土地に柵を繞らして $\blacktriangle$ これは俺のものだ $\blacktriangledown$ と宣言することに考えおよび、そしてこれをそのまま承認するような単純な人々を見出した最初の者が、市民社会の真実の建設者だつた。棒杭を抜きとり溝を埋めて $\blacktriangle$ こんな山師の言うことを $\blacktriangledown$ にうけてはいけない。果実は何人のものであり、土地は何人にも所属しないということを忘れるなら、それこそお前たちの身の破滅だ $\blacktriangledown$ と同胞にむかつて声を大にして叫んだものが仮にあつたとすれば、その人はいかに多くの犯罪と戦争と殺人とを、いかに多くの悲惨と恐怖とを人類から取除いてくれたことだろうか」。

しかしながらわれわれは、このような表現の激しさに惑わされてはならない。なぜなら、ルソーは、ではどうすべきかという問題になると、彼の同時代人の大部分と同様に、その表現の激しさにもかかからず、現行経済制度を即刻破壊せよとは要求しないのだから。彼にとつては、その不正や缺陷を指摘することだけが問題だつた。財産権は、自然権や正義にいかにもひどく矛盾しようとも人類の社会状態と切り離すことのできないものであり、人類はたゞ自然の状態にかえることによつてのみ一切の徳性を取り戻すことができる、と彼は説く。

「ルソーの三大弟子」<sup>(註四)</sup>とされるレオナルド師 (GUILLAUME-THOMAS-RAYNAL)、メヌィエ (LOUIS-SEBASTIE

N-MERCIER)、『レティフ・ド・ラ・ブルトンヌ (RETIÉ DE LA BRETONNE)』にしても、ルソーの域を出ない。レエナルは『東西印度におけるヨーロッパ人の植民地建設と商業との哲学のおよび政治的歴史』<sup>(註五)</sup>を世に問うが、彼においては財産権はむしろ全体系の隅石をなし、金銀は閑人のみを腐敗させるだけでそれ以外の人々にとっては活動性の刺戟である。農村や都市の貧民への同情的な口振りにもかかわらず、彼は、本質においては重農主義の系列に属する思想の持主だつた。メルシエは、いわば雑書著述家ともいふべき多才な人物で、社会哲学的な傾向をもつ種々の小説、パリ社会のあらゆる種類の研究、演劇活動などで知られ、有名なユートピア物語『紀元二千四百四十年』<sup>(註六)</sup>のなかで種々の改革案を示した。けれども彼もまた結局において感受性の強い一人のモラリストでしかなく、決して激しいユートピストではなかつた。現存の社会は種々の缺陷をもっているが本質的には悪いものではないし、自然状態への復帰はできもしないし望ましくもないので、充分に補佐された国王の睿智と聰明な人々の善意によつて種々の改革を行ふべきであると彼はいう。最後に、きわめて貧しい農夫の子として生れ幼時を惨めな農村に過し、長じてパリの貧民階級の間で暮したレティフ・ド・ラ・ブルトンヌさえも、現存社会の不合理を身をもつて味わい、ルソーにきわめて似通つた激しい言葉で財産制度を非難しはしたが、このように不合理な現存社会を救う手段として彼の考えたものは、宗教、ことにカトリック教であつた。彼のユートピアには君主が蔵存している。

このほか『市民法の理論』<sup>(註七)</sup>を書いたランゲ (LINGUET) や、あとでブルドーンが再び取りあげる言葉、**「財産とは盗掠である」**を吐いたブリソン (BRISSOT DE WARVILLE) が出て、革命的な言葉の数々を投げつけて財産権攻撃の

端緒をつけるが、彼らの何れもがそれ以上に進もうとしなかつた。ランゲは、財産権を、一方では好戦的な狩獵民の平和的共産的な農民からの横領によつて成立し、自然状態にはない不正なものと認めながら、他方ではそれを神聖なものとして在社會の土台石として犯すべからざるものとする。すなわち彼によれば、財産権が一度成立すると、それを尊重するために法律が生れ社會が誕生しているのであつて、それは「傷痕に残つてゐる槍の鉄である。負傷者の命をおとさずそれを取り去ることはできないだらう」。そして、外科医の手練はたゞ痛みを和らげることにのみ存在し、それを無理に排除してその人間を殺してしまうことにはないとする。そして、ちようドルソーが財産権の攻撃から政治体制の研究（『社会契約論』）に関心を移したように、ランゲは民衆の食糧問題に、ブリンは刑法に専念する。彼らにはそれらのものこそ私有財産制度よりもつと差し迫つた不合理なものであると思われたのである。彼らは、たゞ単に破壊的な批判をしただけで、積極的にはそれから何もものをも導き出そうとしない。

そしてこのことは、革命を直後に控えて大蔵大臣の要職についた有名な銀行家であるネッケル (JACQUES NECKE) についてもいえる。ネッケルもまたランゲと同様な見解をもち、同じように激しく財産権を攻撃し、一部の人々によつて社会主義者の列に加えられているが、彼の主張の究極の結論は、財産の不平等とそれを原因とする諸害悪は不合理であるが避けることのできないものであり、政府のなすべきことは、たゞその諸缺陷の強さを和らげるために、下層階級の生活資料を確保するにあるとし、重農主義者の自由商業論に反対を唱へることにあつた。社会主義的口振りはたゞ利用されているにすぎない。

かくして、『フランスにおける社会主義的諸思想、一八一五—一八四八年』<sup>(註六)</sup>の著者ガストン・イザンベルは、ルソーについて次のように結論している——

「『人間不平等起源論』の有名な箇所のような、土地所有権を攻撃するルソーの若干の雄弁な運動は、最も進んだ共産主義に連がる。けれども、もしも人々が、この著述家の真実の思想を彼の著作の孤立的な諸断片において見ないでその著述全体の中に求めるならば、彼にはまだ、きわめて多くの純粹に個人主義的諸觀念の傍に時々席を占める、萌芽的な、傾向としての、社会主義しか存在しないことを論証しうるであろう。ルソーは一人の熱烈な民主主義者であり、その国家が人民そのものである場合における国家の全能の讚美者であるが、一切の私有財産の体系的な反対者ではない。彼は、間接的に、つまり社会主義にとつて彼の諸理論の及ぼした影響が大きいという意味で、やがて誕生する社会主義の創生期の最も重要な職人だったが、このことは、彼自身を社会主義的著述家の列中に当然に加えるべきである、ということにはならない」。

もつとも、だからと云つて彼らの影響の大きさを否定するのは誤りである。なぜなら、彼らにおける實際的諸結論の缺如ということは、先駆者としての彼らの役割の重要性を殆んど弱めはしないからである。彼らは、彼らのもつてゐるヨリ怖るべきもの、ヨリ正当なもの、すなわち批判という形で社会主義を予告している。彼らは、財産権と社会とに関する古い諸理論の顛覆に、彼ら流のやり方で精力的に貢献した。彼らは新しい制度を提案しはしなかつたが、その著書は、彼ら自身が欲すると否にかかわらずなく、人々に社会主義の願いを鼓吹しその必要を説いたからである。

- (註一) リシユタメンルシト前出書二頁  
 (註二) ソノール前出書三三頁  
 (註三) Discours sur l'origine de l'inégalité parmi les hommes, 1755.  
 (註四) リシユタメンルシト前出書  
 (註五) Histoire philosophique et politique des établissements et du commerce des Européens dans les deux Indes, 1770.  
 (註六) l' An 2440, 1770.  
 (註七) Théorie des lois civiles  
 (註八) GASTON ISAMBERT, Les idées socialistes en France, de 1815 à 18481, 902

#### 第四節 モレリヒマンリ

旧制度下のフランスは、さらに、まぎれもない共産主義者をも生み出した。前革命期の最も注目すべき社会主義的著作である『自然の法典』<sup>(註一)</sup>の著者であり、後年バブーフが最も強く傾倒することになるモレリ司祭 (MORELLY) は、私有財産こそ一切の悪の源泉であり、したがつて廃止されるべきであるという――

「いづれの国においても、人間は生れながらに無為怠惰を好むものであるという主張に対しては、その傾向の根本にまでさかのぼつて論ぜねばならない。平和と休息とを愛する心こそは、幸福の一つの目標を追求する心である。……こうした正しい気持を墮落させるものこそは、僅か一部の人間に、繁栄とか財産とか呼ばれる安逸な境遇を常時満喫させる半面その他の人間を労苦の中に追い込もうとする得手勝手な制度に他ならない。こうした差別を設ける結果、一部の者を怠惰無

気力ならしめ、その他の者をいやいやながら強いられた義務に服させることになる。つまり怠惰という悪徳は、盲目的な感情と同じように、自然に反した社会のまちがった制度の嫡出子たる数多くの偏見から生まれて来たものである」<sup>(註三)</sup>。

モレリ師によれば、私有財産発生の最も重要な原因は人々の教養が足りないことと、立法者によつて許容された誤解である。したがつて、教養ある思想の進歩、これこそが自然的秩序への復帰を保証する。そして彼は、この本の中で、共產主義的見地に立つて基礎づけられる社会の機構を長々と叙述している。そこでは、その日々の欲望、その快楽、ないしはその労働のために現に使用されている事物を除いて、何一つとして規則的に個人の財産たるものはない。一切の市民は公的な費用において扶養され、仕事を与えられる。他方市民の側では全体の利益のために貢献する。そこには商業というのが全然なく、一切の生産物は公共の倉庫に集積される。何物も売られない。何物も交換されない。教養は義務的であり五才になると子供はすべて特別の寄宿舎に入れられ、完全に平等な条件(但し男女は別々)にしたがつて教育をうける、等々。

けれども、この『自然の法典』は、同じ年に出たルソーの『人間不平等起源論』の評判にひきかえ、その悪文の故もあるが、あまり大きな反響をよばなかつた。グリムは、匿名で出されたこの本の著者をラ・ボームル氏とまちがえてその『文学通信』の中に書いている。「この一月前からラ・ボームル氏の著だろうと推定されている本が出ていますが、著者にとつて好都合なことに、パリではちつとも評判にならない。もしそうでなかつたら、彼はバステューの別荘行だろう」。ポール・ルイもまたいう、「共產主義は、一七八九年に先んじた段階では、(土地均分論と)同じような幸運に恵まれな

つた。それは土地の細分割の考え方に對立する。このような考えが（土地均分論と）同じような魅力を与えたとは思われない。その理由は、その理解のためには當時ではごく稀だつた學識を必要としたし、そうした考え方はずつと後世になつてはじめて顯かになる一般的諸状態に結びついているからである。この時代の共產主義は平等の觀念からひき出され、生産や集中過程の歩みそのものからは導き出されてい<sup>(註三)</sup>なかつた。

要するに、十八世紀フランスの社会主義や共產主義は、平等の觀念という全く道德的基礎の上のみ立脚し、リシュタンベルジェのいわゆる科学的、物質的基礎を缺いていたところに特徴がある。リシュタンベルジェのいわゆる科学的基礎とは、「一方における有りあまる程の財産の所有他方における窮迫状態という、人間社会における不平等状態をなくするための厳格な科学的方法と經濟的諸知識であり、生産と消費との諸法則、賃銀と資本との諸關係、など革命の達成を可能ならしめる科学的認識」であり、物質的基礎とは「それらの認識と方法とをうけいれそれに基づいて革命を遂行する身構えをしたきわめて多数の人間の存在」である。この二つの基礎は大工業の出現によつてしかもたらされない。十八世紀のフランスでは、ごく一部のマニユファクチュア労働者を除いて一般に同業組合の職人という形でしか工業労働者は存在せず、その窮迫や親方との對立にも拘わらず、彼らは、全く利己的に自分達の既得權を護ろうとする、むしろ保守的な勢力である。この点、農村の働き手の場合には事情は異り、これは、彼自身の体は自由だが自由でない土地を耕している大部分の農民と、土地も定まつた仕事もたない少数の自由労働者からなりたつてゐる。これらの哀れな生産者たちと社会の行き詰りとをみた教養ある人々の一部が、公平と憐憫の感情の上に築きあげたのが十八世紀の社会主義思想だつた。けれ

ども、それらの農民や時代の要求するのは、封建的諸権利の廃止とそれから自由になつた個人財産であつて、まだ真に社会主義ではないし、ましていわんや共產主義ではない。さらにまた、そうした教養ある人々の心を捉えたのは、一体としての国家の問題であつて特定の階級の幸福ではない。公平と憐憫とは、たとえそれが道徳的な意味でやがては社会主義の基礎たりうるものだつたとしても、当時それが大きく浮び上つたのは、封建制度と絶対王制への批判として、一体としての国家の問題たりえたからである。

この点で興味のあるのは十八世紀の禁書目録の検討である。そこには唯一冊の社会主義的書物も、ないしはヨリ正確には、唯の一冊といえどもそれが社会主義的であるという理由で禁書になつていないものもない。「人間不平等起源論」も、モレリの著書も、ブリソンの著書も、その著者を不安にすることはなかつた。これに反して、宗教や政治制度が論じられてゐるものは情容赦なしに有罪を宣せられた。固有の意味での社会問題、不平等のそれは、政府当路者達の関心の外にあつたからだし、著述家達が提示した、ないしは提示するような気振りを示した諸変革は、現実の一切の適用からあまりにもひどく距つてゐるように思われたからである。<sup>(註四)</sup>ルソーの著書が評判を勝ち取つたのは、それが平等を吹鼓したからではなくて、平等という形で封建的特権を攻撃したからである。モレリの共產主義が顧みられなかつたのは当然である。

それにも拘わらず、社会主義思想のこれらの最初の諸模索を指摘しておくことは必要である。なぜなら、まづ第一に、これらの諸模索はそれ自体として価値があり、当然にも忘却されたまゝに放置されてゐることはないからであり、第二に、一七九六年の暴動のエピソードは、直接かつ明白に、モレリの教えに結びつてゐるからである。エンゲルスも、

一八四五年三月十七日のマルクス宛の書簡の中で、彼らの計画していた『外国社会主義作家名著叢書』のことにふれ、次のように書いている――

「叢書のことに戻るが、書物の歴史的順序が果して最上なのかどうか、僕にはわからない。フランス人とイギリス人とが替る々々出てくることにならざるを得ないだろうから、発展の関聯はどうしても絶えず中断されるのではないだろうか。とにかく僕の考えでは、この場合には実践的効果のために理論的関心を犠牲にして、ドイツ人に最も多くの材料を与え且つ吾々の主義に最も近いものから始める方が良くはないかと思う。すなわちフリーエ・オーウエン、サン・シモン派などの最良の作がそれだ。――モレリもかなり早く出ていいだろう」。

要するにモレリは、多くの点において十九世紀の社会主義の先駆者である。彼は、実践の領域ではないにしても、少くとも理論の領域では、旧制度の最も革命的な思想家だつた。

さらにまたマブリー (GABRIEL DE BONNOT DE MABLY) 司祭も、その『市民の権利と義務』の中で、モレリと同じく財産制度を非難している。▲諸君は人類を悩ましている不幸の主なる源泉が何であるかを知っているか。それは財産所有権である▼。またその『エコノミスト達に与える疑問』の中で、▲すべての土地はわれわれすべての人間の世襲財産である▼と大胆に宣言している。すなわち彼によれば、社会的不平等は原始的共有から私的所有に移つた結果生じたもので、この社会的矛盾を除去するためには再び共有制を確立しなければならない。

けれども、そのような改革が果して可能であるかどうかということに関しては、彼は懐疑的であつた。もともと彼は、

本来なら僧侶として輝かしい生涯を約束されていた、いわば恵まれた境遇にある人だったのだが、その性格があまりにも厳格な端正さと誠実さとをもち、堅苦しく偏狭で自尊心の強い人物だったためか、途中でその与えられた道からそれて隠遁者になったほどの人物である。すなわち彼は、そのパトロンだった某枢機卿と政治上の問題をめぐって不和になり、以後一切の公的生活から引退する道を選んだ。古代の研究に没頭して限られた数の友人達とだけ交際していた彼は、あらゆる党派の外に暮し、自分の著書に対する攻撃にも全然答えることをしなかつた。このような彼が現存社会の政治制度や人々に激しい嫌悪感をもつたことも当然であるが、それと同時に、その理想社会の実現可能性に懐疑的だったのもまた当然であろう。彼は自由と平等に熱烈な愛情をもち、理想の社会としては彼流に理解したスパルタを、理想の人物としてはプラトンを讃えた。理想社会実現の方法としては、必ずしも暴力を否定しないが、一般的にはそのような手段からきわめて遠く、啓蒙、道徳的完成によつて道を開くべきだとし、国家がその模範を示すべきであると考えていた。彼の理想社会もまた商業や製造業を排斥した農業社会である。

(註一) Code de la nature, 1755.

(註二) 小牧、桐山共訳『自然の法典』、六八―六九頁

(註三) ボール・ルイ前出書二二頁

(註四) リシユタンベルジュ前出書二六頁

(註五) 岡崎次郎訳、岩波文庫版『マルクス、エンゲルス往復書簡(一)』四八頁

エンゲルスはまた、その『空想から科学への社会主義の発展』においても、フランス革命は全社会の代表者をもつて任ずるブルジョア階級の封建貴族に対する命革だつたと述べたあとで、次のように書いてゐる――

「しかるに、当時も、封建貴族とそれ以外の全社会の代表者を以て任ずるブルジョア階級との対立と相並んで、搾取者と被搾取者、富裕な遊惰者と労働する貧困者との一般的対立が存在していた。：ブルジョア階級は、貴族との闘争において、当時の労働する種々なる階級の利益を代表するものだ」と主張しても大体において正しかつたが、にもかかはらず、いやしくもブルジョアの大運動のあるところには、近代的プロレタリアートの未発達な先駆ともいふべき階級の独立の運動が、必ず顔を出してゐたのである。例えばドイツの宗教改革および農民戦争の時代における再洗礼派およびトマス・ミュンツェル、イギリスの大革命における平等党、フランス大革命におけるバブーフの如きがそれである。かかる未発展階級の革命的叛乱と並んで、それに適応せる理論的表明が現はれた。即ち十六世紀及び十七世紀には理想的社会状態の空想的描寫があり、十八世紀にはすでに直接共産主義的な理論（モレリおよびマブリー）が現はれた。平等の要求は、ここではもはや政治上の権利だけに限られないで、個人の社会的地位にまで拡張されねばならなかつた。廃絶さるべきものは、たゞに階級的特権のみでなく、さらに階級的差別そのものであつた。かくして禁欲的な、一切の人生の快楽を否認するスバルタ的な共産主義が、この新しい学説の最初の表現形式であつた」（大内訳、岩波文庫、一六―七頁）。

### 第五節 土地均分法の妖怪

大革命に先立つ数年間は各種の出版物が異常に豊富に流れ出た時期であり、それらの出版物は、三部会に提出された各種の陳情書と共に、この偉大な変革を前にしたフランス人の心がどのような状態にあつたかを、われわれに知らせてくれる。ところがその内容は、これらの諸文書を検討してみるとわかることだが、要するに所有権そのものの根本的廃止を意

図して書かれたものは存在しないし、経済的不平等に關した問題が人々の心の中に占めている場所は、きわめて制限されたものでしかない。最も多くの期待を寄せられているものは何よりもまづ封建的諸特権の廢止であり、法の前における平等である。モレリやマブリの共產主義がほとんど反響を呼ばなかつたのは当然である。いや土地の共有を主張するそれらの共產主義だけでなく、ジャン・ジョーレスによれば、財産の單なる均分化を志す土地均分の思想さえも、大きな成功を望みえなかつた。ジョーレスはいう――

「土地均分法の思想は、十八世紀の政治哲学および社会哲学の中には僅かの根しかもたなかつた。財産の分配と統制とについて語つた著述家達の間においてさえ、それは富や不平等のもたらす諸危険に対してあげられる、倫理的な永遠の叫びに与えられた、鋭い言い廻しでしかなかつた。ギリシヤやローマの諸追憶、あるいはグラックス兄弟の法律の追憶は、多数の人々に働きかけることはできなかつたし、教養ある人々を動かすことができなかつた。これらの教養ある人々は、その古代的な言葉遺いにもかかわらず、時代と文明との相違を知つていたからである。土地均分法をいくらかの生氣をもつて表明した人物は、レチフ・ド・ラ・ブルトンヌだけである」。

(註二)

けれども、革命が近づくにつれて、ジョーレスの否定にもかかわらず、数こそ僅かではあるがラディカルな平等主義的思想が、次第に明確に土地均分の要求という形をとつてあらわれ、革命の全期間を通じて次第に大きくなり、終始ブルジョワジーを脅かす。それはさらに、結局ははかない企図として消し去られるが、バブーフの暴動となつて革命史の最後を飾一つのエピソードを提供するであろう。そして、一七八九年以前にあらわれた刊行物のうちこの思想を最もよく代表

するものは、リシュタンベルジェのいわゆる「忘れられた先駆者」ゴスラン (CH. R. GOSSELIN) の著書<sup>(註)</sup>である。

ゴスランは、この本の中で封建的な濫用や不平等に苦しめられた一人の貧農の息子として現われる。そして、農民である彼は、何よりもまづ各種の農業改革の必要を考える。彼は、依然として国王と宗教とは変ることのない尊敬の念を持ち続けているが、こと土地所有権の問題に関してはきわめて大胆な考えをもつ。彼はその序文においていう、  
「これまでは唯金持達だけが民衆の幸福についての彼らの見解を公けにすることができた。けれどもいまや、肩書きも、財産も、野心もない人間といえども、彼らにもまた利害関係のある問題について彼の考えていることを発表すべきではないか?」

ゴスランの本は三部に分れる。第一部は社会を構成している人間の幸福が何に依存するかを探求する。第二部はその幸福を手に入れるための諸手段を取扱い、第三部はこの点に関して従来エコノミスト達が公けにしてきた見解の批判からなる。彼の考えは十八世紀の多くの思想家達と同じ所から出発し、人間は本来幸福を求めるようにできているにも拘わらず、到る処で不幸であり、その不幸の原因は財産の不平等に由来すると説く。貧者は支えもなく祖国もなく、止むをえず法律を犯し社会の敵とならざるをえない流浪の民である。外見上は自由であるが生活の困窮のために奴隷である。しかも富者もまた自由ではない。なぜなら、富者は富者で、その富が次々につくりだす不自然な欲望に隷従せしめられているからである。貧富いずれもが幸福から程遠い存在である。したがって、法律を犯す者を罰するだけでは不十分である。制度そのものの缺陷が矯正されない限りそれは存続するだろうから。それではどうすればよいか。弾圧法を増加しても無駄だし、ルソーのように自然状態に帰ることは不可能であり不合理である。  
「人間の幸福はわれわれの富の犠牲を要求しないし、

社会生活の利便の断念を必要としないし、われわれの畑の耕作の放棄を求めない。それではそれは何を要求するか？すべ  
ての働く人々が生活資料を保証されるような風に富が分割されることよりほかに別に何も必要ではない。

彼はいう、私有財産権は原初的権利ではない。土地はそれを耕す人に属するのではなく、神に、換言すれば共同体に属  
する。各個人はその土地の利益権者ではない。また所有権の基礎をなすものは欲望である。ところがすべての人間は、  
たゞ単にその生活資料のみならず、労働によつて安楽と幸福に寄与することのできるすべての物に對して、平等な権  
利を有する。したがつて現行の土地所有制度は誤つてもいるし破壊的でもある。共同体がそれを統制する権利をもつべき  
である。たゞこれを一挙に実現することは危険なので、確実に同じ目的を達成でき、しかも何らの暴力をも必要としない  
方法として、自分は次の方法を提案する。

(イ)、争う余地なく明白に社会に属するもの、換言すればまだ誰も耕作していない未墾地や荒蕪地を国王の手に没収すべ  
きである。森林および牧場以外の土地で過去十年間耕されていない土地の全部がこの没収の対象になる。国王はその土地  
の所有者と称する人々の訴えを決裁し、その土地が明らかに耕されていないと判断したら、嘗つてローマで行われたよう  
に、耕作に必要な前貸金をつけてそれを老兵達に分配すべきである。

(ロ)、公有財産についても同様の分配措置がとられる。請負人や小作人にそれらの土地を割譲したほうが国王にとつても  
利益になる。割譲を否認する法律は不合理である。

(ハ)教会所有地も同じ運命に服する。僧侶は管理人であつて所有者ではない。これらの土地は貧民達に分配され、彼らは

国家と僧侶に年貢を納めることになる。

(二)、最後に私的土地所有者の土地を細分する仕事が残されている。国家は年々一千万リーブルを用意して彼らの土地を買取つてこの目的を達成することになる。

(三)、むろん、このためには莫大な資金が必要であり、現在国庫は負債に喘いでいるが、これは富者への累進税によつて解決すべきである。全国民はその富の大きさに応じて十階層に分配される。課税額は第一の階層にはその財産の五十分の一を、第二の階層には五十分の一を、というふうな割合で決定される。

そして、このようにして国家負債はなくなり、土地の細分が達成されたあとのフランスには、彼によれば平等と幸福がもたらされることになるが、この樹立された平等を維持するために、彼はさらに次のことを提案する。すなわち、そのあかつきには土地の譲渡、分割を禁じる法律が公布されるべきである。もしも、これは大いに一般的になりうることだが、一家に子供が沢山生れた場合には、子供のうち年長者から順次に国家が土地を支給すべきである。だから一般に財産は末子が相続することになる。またもしも子供なしに死亡した場合には、その男の持分は最も近親者の手許にいくが世襲財産にはならない。さらにまた、一部の有用なものを除いて工業は姿を消すことになるが、人々すべてが豊富と平静の中に暮していることを考えるとそんなことは問題にならない。また人々は、おそらく一部分でも工業が残っている限りまた不平等が生れるだろうというかも知れないが、この種の工業は贅沢品の場合とちがつてさほどの熟練を要しないし、あらゆる職業は同じように尊敬されるし、不平等の原因にはならない。人口は急激に増加するだろうが、その過剰分はアメリカ

カに移民として送り出せばよい。そして、そこにもまた同じような社会が作られることになる。

要するに、ゴスランの計画には明らかに獨創性はない。古い歴史が絶えず彼を鼓舞している。彼は情熱についてはマブ  
リにならつて、所有権についてはプリソにならつて、労働者達についてはネッケルにならつて語る。ルソーの影響は到る  
処にみられる。したがつてわれはわれは、彼にもまた十八世紀の社会改革者の型、すなわち理論的にはきわめて大胆だが  
實際上には教えるところ少い道徳的改革者の型、を見出すわけであるが、自己の体系に全腹の信頼をもつていた点で、ゴ  
スランは一般に悲観論者だつたそれらの先人達とちがつていたといえる。

ところで、單なる法の前の平等でなくこのように兎も角も経済的な平等をも要求する思想、土地均分の思想が、本質的  
にはブルジョワ革命であるべきこの革命に際していかなる意味をもつたかという点になると、事柄は複雑である。たとえ  
ばジャン・ジョーレスは、さきに見た『社会主義的フランス史』の中で、一七九二年六月二四日の封建的諸権利の無償廢  
止の決議につづいて生じた反動派の抬頭に闕説して、次のように述べている――

「革命は他日土地均分法、すなわちすべての市民達の間への土地の平等な分割を提案するかも知れないという考えを宣  
伝し始めるのは穩健派ブルジョワジーの一部の發した恐怖の叫びであり、この階級の議論である。革命の敵達はそれによ  
つてすべての土地所有者達を脅かそうと企てたし、封建的土地所有に関して斗わされた諸議論が彼らにその論拠を提供し  
ていることは恐らくありそうなことである」<sup>(註三)</sup>。

「旧制度の人々は、土地均分法が革命の論理的帰結であるということによつて国民を脅かそうと企てた。そして、一七

九二年以来、この意味における暗黙の下心が多くの人々の心の裡に描かれていたということは、ありうることである」。

ガストン・イザンベルもまたいう——「事實、大革命の人々は、最も急進的なジャコバン派の人々、ダントン派や、ロベスピエール派の人々といえども、共產主義者だつたとはいえない。彼らは、法によつて保証された一定の財産所有が必要であると認めていた。あるいは彼らの行つた演説の中で、あるいは彼らの票決した憲法の中で、彼らは、△その財産、その収入、その労働や勤勞の生産物、を享受し、その意の儘に処分する権利▽をくり返しくり返し確認している。ロベスピエールは演壇上で、△自分は土地均分法よりもつと夢のような財産共同体を見出す▽と言つた。土地均分法、すなわち財産の平等な分割は、国民公会によつて永劫の地獄に墮される。国民公会は、バレールの提案にもとづいて、土地均分法ないし財産権を破壊するその他一切の法を提案する者は、その誰であるかを問わず死刑に処すべきことを決議する」<sup>(註四)</sup>。けれども、ロベスピエールさえもがこれを敵としたこと、その思想が反革命側によつて逆に利用されたこと、したがつてそれは革命の動力であると同時に革命を圧殺する武器でもあつたこと、この思想が旧制度の思想界に大きな場所を占めていなかつたこと、これらの事柄が事實であることは否定しえないにしても、ジョーレスが次のように述べているのは、明らかに間違ひである——

「私のいいたい事柄のすべて、および私の主張する事柄のすべては、土地均分法の觀念、土地を農民に広く分配しようという觀念は、いわば二つの運河によつて、すなわち遠い古代の諸追憶によつて、また小説的な創意の積れた流れによつて、革命に導かれたという事である。もしも人々が、大ジャン・ジャックが、土地の原始的共有こそ最高の正義であると

宣言することによつて、この原始的共有と同じ価値のあるものを普遍的分配によつて再現する思想を暗示することができた。これに付け加えるとしても、もしも人々が、農民の陳情書がすべての土地の分割ではないにしても少くとも小作地の分割を多くの地方において要求していたということ、さらにまたそれは、しばしば土地所有権の制限をさえ要求していたことを思い出すとしても、革命中に土地均分法という形をとつて現われる思想が、そこにはまだ形の整わない萌芽の如きものとしてしか存在していなかつたことが理解されるであろう。ところでこの萌芽は、一七九二年には、さまざまな事件の影響の下に、次第に発展するかも知れないという惧れを幾度も抱かせた。食料品価格の公定は、結局においては、いわば表面においてはではないにしても、深所における所有権の制限ではなかつただろうか」。

(註五)

彼は、ブルトシヌがたまたま同時にエロチックな小説の作家でもあつた点を捕え、「小説的な創意の穢れた流れ」と非難し、そのことによつて問題の本質を隠してしまふ。けれどもこのような「穢れた」批判の仕方は、革命前のフランス社会の分析に際してブルジョワ的な諸要素の發達にのみ注目し、同じように重要性をもつ農村の構造を分析することを怠つたジョーレスにしてのみ、なしうることであろう。なぜなら、彼にして若しルツスキイのように『フランス革命前夜における農村諸階級の狀態』を検討する労を惜しまなかつたなら、彼はそこに、当時のフランス農村が封建的諸権利の下に不当に圧迫されていたこと、若々しい生氣に溢れた農民達が、イギリス農民の場合とちがつて、遊墮な貴族階級に対して土地解放の要求を正当に有していたことを知るであらうし、さらにまた、事柄を単なる封建制度の廢止に終らしめない農村内部の諸事情が、存在していたことに気付いたであらう。「農民の陳情書が、すべての土地の分割ではないにしても少

くとも小作地の分割を多くの地方において要求した」のはそのゆえであるし、ルソーの思想が大きな反響をもつたのもそのゆえである。

すなわちルツチスキによれば、比較的分解のおくられていたと思われるリムーザン州においてさえも、土地を所有しない農民の数はすでに次表のような数字に達していたし、<sup>(註六)</sup>ルフェーブルもまたその『八九年』においていう、「多くのフランス農民は土地所有者であつた。このことは、一般に、貴族によつて日雇労働者の境遇におとされていたイギリス農民との区別をつけるものであつた。∴しかし、まだ土地を所有しない農民もあつた。これらの農業プロレタリアートの数は無

農民グループ	土地所有者	土地をしない者
laboueurs	77%	23%
vignerons	96.9	3.1
journaliers	87.8	12.2
métayers	86.7	13.3
*artisans	92.5	2.4
occupès d'industrie	72.3	27.7
* 印の箇所は合計が合わないが原本のままにしておく		

視しえないものがあつた。リムーザンでは世帯数の五分の一を数え、ノルマンデイのボカージュでは三〇パーセントから四〇パーセント、ヴェルサイユでは七〇パーセントであり、フランドル海岸地域では七五パーセントに達した<sup>(註七)</sup>。さらにまたソブールは、このような階層分化が革命を前にして次第に激化したとして次のように述べている、「自由農民のうち、 $\Delta$ 日雇 $\nabla$ すなわち農業日雇人夫は、一個の農村プロレタリアートを構成し、その数は多くなるばかりであつた。十八世紀末には、領主制的反動と封建的負担ならびに国王への租税負担の増大の結果、下層農民のプロレタリア化が激しくなつた。たとえばディジョン一円の農村とブルターニュ州では、一世紀の間に小自作農

が減少して、日雇の数が二倍になつてゐる。革命はこのような社会的危機の雰囲気の中で、農村に芽生え、爆発したの(註六)である」。

もちろん、これらのプロレタリアたちがその恵まれない境遇のゆえに革命的であつた、ないしはラディカルな改革思想の担い手だつた、と直ちに結論することは誤りである。その理由の一つは、これはルツチスキが強調することであるが、フランスの場合、土地から全く切り離された純粹の「農業労働者階級」を大量に誕生させたイギリスとちがつて、農村諸階級のどの階層をとつて考えても、そのように純粹に土地から離れた階層は殆んど存在しなかつた。イギリスの農業労働者に最も接近しているのは、おそらへ Journaliers, manoeuvres, valets, travailleurs からなるグループだが、「これらの呼称から、しばしば人々がするように、この種類の農民達が完全に土地を奪われていたという結論をひき出してはいけない」。彼らもまた、その経営がいかに貧弱なものであろうとも、兎も角も経営者でもあつたのである。第二の理由は当時のフランスにおける農業経営の遅れ、三圃制度の支配的存在が、これらの貧農層をこそ最も強く共同体的諸権利の保存という、保守的な要求に駆り立てていたことである。なるほど、この後の方の理由は、十八世紀の後半に次第に昂まつてきた領主攻勢、共有地の分割、囲い込みの施行に反対するという意味で、農民を革命に駆り立てる重要な原因であるがそれが同時に農業の進歩に逆行する保守的要求でもあるという意味において、真に革命的とはなりえないであろう。この点は第一の理由についても同様に云えることで、農民の間に不充分にしか土地に恵まれない多くの人々がいたこと、そしてまたそれらの不十分な土地は、三圃制度という粗放な経営様式のためにますますその不十分さを感じさせていたこと、

これらの事情、は多くの農民を領土の土地の開放、分割の要求へと駆り立てたという意味で、革命の重要な動力ではあつたが、彼らは同時に経営者であり真のプロレタリアではなかつたという事情は、そうした農民の要求が一定の枠をこえるものではないし、一旦革命がその枠を越えそうになると彼らが急速に保守勢力に変わることを予定するであらう。単なる封建的諸特権の廃止ではなく土地均分をも要求する農民の声が、それこそこの革命を究極まで押し進めた最大の動力であつたにもかかわらず、それ自体の目的は殆んど達成できずに終つた理由も、バブーフの蜂起が全くはかないものとして消し去られたのも、理由はその辺に求められねばならない。時代は法の前の平等を要求し、経済的平等を要求しなかつたのである。土地均分の要求は革命の動力である。けれどもそれは一定の枠内である。

(註一) ジャン・ジョーレス『社会主義的フランス史』第二巻、一〇九五—一〇九六頁、邦訳では村松訳『仏蘭西大革命史』第三巻五四五—五四六頁

(註二) ユスランの著書は次のように長い題をもつてゐる。——*Reflexions d'un citoyen adressees aux notables sur la question proposee par un grand roi ; 《 En quoi consiste le bonheur des peuples et quels sont les moyens de le procurer ? 》 ou sur cette autre ; 《 D'ou vient la misère et quels sont les moyens d'y remédier ? 》* (Paris, 1787)

(註三) ジャン・ジョーレス、第二巻七九〇夏、邦訳第三巻五四頁。

(註四) ガストン、イザンベル、前出書三四頁。

(註五) ジャン・ジョーレス、第二巻一〇九七—一〇九八頁、邦訳第三巻五四七頁

(註六) ルツチスキ前出書七三—四頁。

(註七) ルフェーブル、邦訳前出書一六六頁。

(註八) ソール、邦訳書上巻二二頁

(註九) 均分化の思想は国有財産売却の仕方の中に若干は実現された。これに関しては ALFRED ESPINAS, La philosophie sociale du XVIIIe siècle et la Révolution, 1898 参照。

## 第六節 大<sup>グ</sup>ラ<sup>ラン</sup>ン<sup>ン</sup>ブル<sup>ブル</sup>の恐怖

七月一四日のバステューの奪取に続く最初の大きな事件は、八月四日の夜の封建制度の廃止決議とそれに続くいわゆる「人權宣言」であり、フランス革命の第一段階の成果がこれによつて獲得される。けれども、フランス革命が真に典型的な民主主義革命たりえたのは、革命の進行がここで停止せず、それがいわゆる第二次革命へと連つていくことにあるわけだから、われわれは、革命をもちやそれ以上に進めることを欲しなかつたブルジョワジーをして、止むなくもさらに立ち上らせたものが何だつたかを、是非明らかにしなければならないだろう。

八月四日の夜の決議は、それ自体確かに一つの進歩であつた。しかしながらそれは、農民達がその後ですぐに気付いたように、實際上彼らの境遇をほとんど改善せず、その見せかけただけの革命性にもかかわらず、封建制度を真実に否定するものではなかつた。農村に捲き起つた大恐怖の嵐の中で行われたこの夜の決議は、自由主義貴族ノアイユ子爵とエーギン公爵の突如たる提案によるものだつたが、そこには明かにごまかしが行われていたからである。この舞台の主役である

ブルジョワジーは、この夜、廃止されるべき問題の封建的諸権利を、巧妙にも二種類に区別し、(イ) *Feodalité dominante* すなわち封建的強権に基づく領主権は即刻無償で廃止されるべきであるが、(ロ) *Feodalité contractante* すなわち自由契約に基づく領主権は賠償によつてのみ廃止されるべきであるとした。ここに強権に基づく領主権とは、いわゆる「ジユスティースの権利」であり、君主権ならびにそれに由来する権利であり、具体的には各種の金銭的権利、裁判権、法律制定権、軍備に関する権利、公共事業のために賦役を徵発する権利、森林、河川、沼沢、無主地などの管理権、狩猟および漁撈の権利、通行税を徵集したり市場を許可したりする権利、共同的設備の使用を強制する権利、などである。また自由契約に基づく領主権とは、いわゆる「デイレクトの権利」であり、土地所有権ならびにこれに由来する権利であり、具体的には留保地を耕作したり貸付けたりすることによつて収益をうる権利、永代小作地すなわち年貢賦課地から年貢を徵収する権利、永代小作地や封土として家臣に与えている土地から領内財産移転税を取立てる権利、などである。

この夜の決議に基づいた法令は八月十一日に公布され、その冒頭には△国民議會は封建制度を完全に廃棄す▽と前提しているにもかかわらず、教会十分の一税をふくむ前者は無償で廃止されるがその他の封建的諸権利は△買戻しうる▽とした。一七九〇年三月十五日の法令もまたいう、△土地の本源的譲渡の代償及び許可であるところのすべての封建的諸権利及び諸義務——すなわち反証が拳がらない限り、その他如何なる名称であれ、貨幣、穀物でのすべての領主制的諸賦課、および売買の場合における特別税はすべてかかるものと見做される——は、単に買戻しうるべきものであり、買戻しが果されるまでは引続いて支払われるべきである▽。しかも、この買戻しの様式および金額は、一七九〇年五月三日ないし九日

の法令によれば、個別的且つ任意に（すなわち一般的且つ強制的ではなく）領主との契約によつて行われるべきである。

だが、封建的起源を有することには何ら区別することのないこれら二種類の権利のうち、なぜ土地に課せられているこれらの諸権利だけが買戻されねばならないのか。ブルジョワジーの論理はこうである。すなわち、同じく八月の二十四日に採択された「人權宣言」の第十七条は、**「所有の権利は神聖にして犯すべからざるものであるから、適法に認められた公共上の必要によつて要求されていることが明かな場合や、たしかに前もつて賠償するという条件付きでなければ、誰もそれを奪うことができない」**。そして、八月四日の夜の決議の提案者であるエーギョン公爵によれば、「これらの諸権利は明らかに一つの財産であつて、しかもあらゆる財産は神聖であり、公正は、正しい賠償によるにあらざれば、些かの財産の抛棄をも要求することを禁じる」。いや彼の表現はもつと露骨である。「武器を手にし災厄を利用して肥えんと欲するものは強盗のみではない。多くの県において民衆は同盟を作り、もつて城館を破壊し、田畑を荒し、ことに封建的財産の権利証書の保管されている証書保管所を占領せんとした。民衆は幾世紀もの間その首にかけられていた轆を振り落そうとする。而して諸君、この暴動は有罪であるが（何とならばあらゆる侵害は有罪であるから）、その口実を現在彼らがこうむつている苦難の中に見出しうることは認めないわけにはいかない。……これらの権利は明らかに一つの財産であり、しかもあらゆる財産は神聖である。しかしながらそれらの権利は、民衆にとつては重荷であつて、何人といえどもそれが彼らに課している絶え間なき困窮には同情する。……余は封地所有者、土地の領主達がこうした事実を拒否するどこ

ろか公正を行ううために進んでその権利を犠牲にすることを疑わない。……けれども、彼らの封建的諸権利を単純かつ完全に拋棄せよと要求することはできない。なぜなら、これらの権利はかれらの財産であり、それを犯すことは公共の利益を損うことになり、公正を害することになる<sup>(註二)</sup>。から」。

農民の蜂起は事態を放置することを許さなかつた。そこで、これを見抜いた貴族は、自らすすんでその利益の一部を放棄し、そのことによつて残りの大部分を確保することを考えたのである。いかに強弁しようとも封建的財産はそのすべてが強権に基いている。そこにはジュスティースの権利とかディレクトの権利とかの区別はない。しかしながら後者は、すでに土地が獲得していた譲渡性のためにその起源における強権性が掩隠され、一見ブルジョワ的な財産との区別が困難である。そこでブルジョワジーは、封建的権利のこの部分をも否定することは自らの財産権をも危うくするという意味で反対である。この夜ミラボーは、僧侶財産は公共奉仕を目的とするのに反して貴族財産は有閑的な消費にのみ役立つとする僧侶の反論に対して財産を定義する、「財産の意味する範囲は、それを讓与することのできる人の所有に止まつている」と。アルヌーもまた明瞭にいう、「十分の一税を買戻せるとかそれを年賦金に変換することができるといつても、それは幻想的な恩恵である。十分の一税は封建的諸権利と同様な優遇に値しない。封建的諸権利の行使される土地は、それが最初は使用許可を与えられたものであることを予想する。しかるに十分の一税を課さるゝ土地は僧侶によつて許可を与えられたものではない。十分の一税は権利ではなくして寄附であり課税である」。かくしてブルジョワジーは、教会の十分の一税を犠牲にしてその無賠償廃棄は決定するが、同じく封建的強権に基づく俗人貴族の封建的諸権利は見逃してしまふ。

ところで農民はこの夜の決議によつて何をえたか。それは零ではないにしても殆んど零に等しい。なぜなら、いわゆるジュスティースの権利の根幹部分、すなわち金銭的諸権利、裁判権、法律制定権、軍事上の諸権利などは、十八世紀のフランスでは、すでに貴族の手を離れて国王の権限に移つていたからである。それはすでに絶対主義国家の機能として合法化され、農民から遠く距つた場所ので、より集中的に、より精巧に行使されていた。貴族達は農民達の反抗から身を守るために洩々ながらではあるが絶対王制の形成を認め、それらの諸権利を放棄していた。つまり、この夜無賠償廃止を約束された諸権利は、貴族に関する限り、すでに脱殻だつたわけである。そして、王政そのものが否定されない限り、この権利に基づく諸負担は依然として重く農民の上のしかかつているだろう。たとえばジュスティースの権利のうち領主タイン税や公共事業賦役は廃止されたが、最も農民の怨嗟の的であつた酒税と塩税とは王室への租税としてそのままである。さらに「民衆に最も強く重荷を感じしめ、そしてその幸福に最も深く影響した権利」であるデイレクトの権利は、到底不可能な賠償を行うことなしには廃止されないのである。ジョーレスは、これらの諸権利の買戻しは年額の三十倍であるべしとするエーギヨン公爵の提案（これはあとで他の人々によつて二十倍ないし二十五倍に引下げられた）を批判している。「その財源はどこにある！封建的年賦金の総額一年一億二千万と見積り、その大部分が買戻されるべきであるとしたら三十倍で三十六億の巨額になる。農民の財産はこの恐ろしい巨額を、（もしこのようにいえるとしたら）その脇の中から、どうして引出すことができよう！ことに耕作者を貧窮せしめ、外国から多くの麦を買入れることを余儀なくせしめ、かくて我国所有の正金の大部分を外国に流出せしめた二年の不作の後で、どうしてできようか」。

かくして、やがてこの法令の実態を知つて激昂した農民達の運動が再び猛烈に各地に捲き起り、それは遂に一七九二年八月の革命をもたらす。すなわちこの年八月二十五日の法令は、「封建制度は廃止されたにも拘わらず事実上それが存続している」のに鑑みて出された『すべての封建的年貢的諸権利及びすべての領主制的諸賦課の無償廃止に関する法令』であり、すべての土地所有はあらゆる封建的諸権利や諸負担から無償で解放され、その権利の存続は、その土地の原初的譲与が各種証書によつて明確に立証しうる場合にのみ限つて認められるとする。さらに一七九三年、ロベスピエールのひきいる山岳派公会は、つぎの三つの法律を公布して農民の要求に答えた。すなわち亡命貴族の財産の売却様式にかんする六月三日の法律は、亡命貴族の財産は貧農でもそれを買取れるようにするために小さく分割してもよいこと、その償却のために彼らに十年の猶予を認めることができることを規定し、共有地の分割に関する六月十日の法律は、この分割が住民の頭割りで平等に行われると決定し、領主制度に関する七月十七日の法律は、封建的な賦課と諸権利とを、たとえそれが本源的な証書によつて証拠立てられる場合にも、無賠償で廃止されることを規定している。(註三) 封建制度はここに完全に廃棄されたわけである。

封建的財産は、疑いもなく新しい社会の中にその存在の余地をもつべきではない。けれどもブルジョワジーは、危険な先例をつくることを恐れて、それを全面的に廃止することを躊躇した。このブルジョワジーを圧迫してそれをついに無償廃止せしめ、封建制度をして真に根底から顛覆せしめたものは、このように農民達の運動だったのである。

(註一) ジョーレス、第一卷二八二頁邦訳第一卷四一八頁。

(註二) ジョーレス、第一卷二九八頁邦訳第一卷四四一頁。

(註三) ソブール前出書下卷五頁。

(未完)